

4. すみやかに取り組むべき事項 (イ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援)

- 地域アクセス確保の観点や地域の人材需給を踏まえ、複数の大学が教育資源を共有化し、共同での人材育成がしやすい環境整備を図るため、分野所管省庁と連携した地域の専門人材育成・確保の取組や、地域関係者と連携した複数大学による地域アクセス確保の取組に関する制度的な支援措置を整備。
- 具体的には、大学設置基準等において、当該基準等の質保証の趣旨を十分踏まえた上で、分野所管省庁や地域の関係者と連携した、下記のような、地域における高等教育機会の確保のための取組に対する特例の適用を可能とする制度改正を行うこととする。

⇒ 今後中央教育審議会大学分科会において、大学設置基準等の規定の整備について審議。

※地域における高等教育機会の確保のための取組に関する特例(地域アクセス確保特例)(案)

- 機関要件(認証評価適合等)や他大学との連携(大学等連携推進法人等)を前提に、地域の高等教育の状況に照らして高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、必要な範囲で、授業科目の自ら開設要件の緩和(他大学と連携して科目の開設が可能)や、オンライン等の授業科目等の上限単位数の緩和、制度趣旨範囲内の外部基幹教員要件の柔軟化などの特例適用を可能とするもの。
- 専門人材養成の基準が別途ある場合には、分野所管省庁の基準の柔軟化や支援策とも連動予定。
- 中央教育審議会大学分科会の下に設置されている「教育課程等特例制度運営委員会」の枠組みを活用して個別認定することを想定。